令和８年（フ）第５４９号
熊本市中央区本山４丁目７番44号　プラネ本山706、転入前住所愛知県名古屋市昭和区塩付通６丁目12番地　メゾン杏林404号
債務者　中居　孝一
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５３号
熊本市東区水源２丁目15番６号
債務者　佐藤　美都
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５７６号
熊本市中央区八王寺町23番13―304号
債務者　梅本　和隆
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８９号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目15番地12　プレザント・ロセナ　２―Ｃ
債務者　小林　陽一
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第６９９号
千葉県柏市酒井根７丁目８番17号　メロウⅡ―101号
債務者　松屋里絵子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７１０号
千葉県野田市尾崎315番地の５　セントレージ川間202、前住所埼玉県戸田市笹目８丁目13番地の16　（コーポ清園202号室）
債務者　岡部　　豊
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４１号
千葉県我孫子市高野山555番地の47
債務者　田村　晃司
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７６１号
千葉県流山市大字東深井156番地の３　ココラ　フェリーチェＢ―301
債務者　外川　　愛（旧姓松岡）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７７１号
千葉県松戸市六高台１丁目35番地の２、前住所千葉県柏市高柳新田13番地４
債務者　小口　隆志
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１３９８号
東京都国立市富士見台２丁目23番地の５富士見台明星パレス303
債務者　大田　泰我
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０３号
東京都武蔵野市中町２丁目24番17号しゃとれじゅねす302
債務者　遠藤ちひろ
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３３号
東京都立川市錦町１丁目11番７号メゾンドノアロゼ錦町306号
債務者　本告　研二
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０２号
兵庫県伊丹市東野４丁目26番地の２　ミリカハイツ205号
債務者　乾　多美子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４０３号
熊本県宇土市新松原町43番地６
債務者　浦本　和代
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１９号
熊本市中央区帯山１丁目39番４―303号
債務者　髙村　隼平
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８号
兵庫県たつの市龍野町島田631番地
債務者　藤川　智子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで　神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２６号
岐阜県加茂郡坂祝町黒岩453番地１　ｃｉｔｒｕｓ108
債務者　土本　幹雄
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部